

## 狛江市部活動ガイドライン及び部活動指導員に関する概要

### ○部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。  
【中学校学習指導要領第1章総則】(出典)

### ○これからの部活動の考え方

- (1) 学校教育の一環として、我が国のスポーツ等の振興を支えてきた。
- (2) 体力や技能の向上の他、異年齢集団での生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等教育的意義が大きい。
- (3) 学校の課題が複雑化・多様化し、学校や教職員だけでは解決することが困難な課題も増え、従前同様の体制では部活動の維持が難しく、学校によっては存続の危機にある。
- (4) 将来においても、狛江市立中学校の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ・文化等の活動を行うことができ、生涯スポーツや文化・科学的活動等に親しむ基盤として、部活動を持続可能なものとするた部活動の在り方の抜本的な改革が必須である。

### ○指導体制（教員及び外部指導員等による）

- (1) 教員による顧問・管理顧問・監督
- (2) 部活動指導員（監督・指導・引率等ができる）による顧問を配置
- (3) 教員による管理顧問の部活動に技術指導員（コーチ）を配置  
※顧問・管理顧問（教員または部活動指導員）は、管理・運営・指導・引率等を行う。

【外部指導員=部活動指導員（顧問・監督等）+技術指導員（コーチ）】

### ○指導・活動時間

- (1) 平日の1日及び土日のいずれかを休養日（土日の活動は月5日程度）
- (2) 東京都中体連等の大会、あるいはその期間は土日両日とも活動可
- (3) 生徒一人当たりの活動時間は原則平日2時間程度、休日3時間程度とし、効率的に実施（休養日等は振り替える等柔軟な対応）

## 狛江市学校部活動指導員に関する規則

（目的）⇒スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導等に従事する部活動指導員について、その職務その他必要な事項を定めることにより、部活動の指導体制の充実を図る。

（従事事項）⇒実技指導、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動の引率、用具・施設の管理、管理運営、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故発生時の対応、その他校長が認める業務

身分	狛江市嘱託職員
資格等	(1) 教員免許状を有する者 (2) 学校に勤務する職員 (3) 教育長が認める者
時給	1600円（平日2時間・休日3時間程度、年間520時間上限）